

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.11 (1962. 11)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621101--001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会

三田学会雑誌

1962年 11月号

論 説

- アンシャンヌ・フランスにおける土地問題……………渡 辺 國 廣 1
- 経済統合の理論と実態……………深 海 博 明 21
— 経済統合理論の確立に関して —
- 建築労働者の実質賃金——1830—1894年——……………佐 野 陽 子 49

書 評

- 国際連合経済社会局編
『世界経済白書』(1961年度) ……………川 島 楊 子 77

新刊紹介

昭和37年11月1日発行
昭和37年10月13日発行
昭和37年10月21日発行
昭和37年11月1日発行
第三種郵便物認可
発行(毎月1日発行)

昭和37年10月13日発行
昭和37年10月21日発行
昭和37年11月1日発行
第三種郵便物認可
発行(毎月1日発行)

三田学会雑誌

昭和三十七年十月号

定価 金二二〇円 (送料別)

55 卷 **11** 号

MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 55, No. 10

October, 1962

CONTENTS

	Page
Some Aspects of Community Organization Work ………E. Kojima	1
Basic Problems Confronting Local Governments regarding "Locational Policy" ……………J. Takahashi	29
Local Market in South-West Germany ……………M. Terao	53
The Study of Social Problems and Socio-economic History ……………K. Iida	67
—A Review on the Work of Mr. J. Okada—	
To Controversy about the Reproduction of Fixed Capital ……………K. Imura	78
Book Reviews	
A Study of English Radicalism, by Yoshio Nagai ……………A. Shirai	94

Published for
KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI
 (The Keio Economic Society)
 Editorial communications to be sent to
 the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai
 Keio University,
 Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan.
 Price 120 yen

新刊紹介

森 喜一著『日本労働者階級状態史』	飯 田 鼎	81
水野正一著『日本の物価変動』	加 藤 寛	82
福本和夫著『日本工業の黎明期』	尾 城 太 郎 丸	82

—日本マニュファクチャアの総合比較研究—

アンシヤヌ・フランスにおける土地問題

渡 辺 國 廣

一説によれば、原初において土地は共有であった。これに対し最初から土地について一人が所有権を持つとする立場は経済史家の間で伝統的なものであった。農民は土地の完全な所有者として、彼の土地について使用権、用益権、処分権を持っていた。ローマ人の間で使用権をユテイ、用益権をフルイ、処分権をアプテイと呼ぶ。所有権はいわばこれら三つの要素からなり、かかる合成体として同一人に帰属することを原則とした。しばしばこれら諸要素の間で分割が起った。前の二つを持てば、彼は用益者であり、第一だけの場合、彼は使用者と呼ばれた。

所有権の解体はすでに明白であった。農業技術が幼稚な段階ではつねに所有権の一时的放棄をよぎなくされ、彼の土地は共同の利用にゆだねられる。実にそのための前提としての耕地開放であり、耕作強制にはかならない。しかしこれは起りつつあった事態と本質的に違う。ローマ人の間で公有地について所有権の分化が顕著にみられた。ここでは土地がいち早く賃貸に出されていた。期限は終身であった。また時期的にかなり後になるが、ローマ人はギリシアでおこなわれていたことに